

令和7年度（2025年度）  
第2回特別史跡五稜郭保存活用計画検討委員会 議事録（会議）

開催日時	令和7年(2025年) 10月20日（月） 13時30分～17時00分		
開催場所	函館市役所7階 特別委員会室		
議 事	<p>(1) 協議</p> <p>ア 第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について</p> <p>イ 保存活用計画（素案）の内容について （第1章 計画策定の沿革・目的～第3章 史跡の概要）</p> <p>ウ 史跡の本質的価値および構成要素について事業について （たたき台）</p> <p>(2) その他</p> <p>ア 次回委員会日程について</p>		
出席委員・ オブザーバー	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt;委員&gt;</p> <p>榎森 進 委員</p> <p>北野 博司 委員</p> <p>木村 朋希 委員</p> <p>田才 雅彦 委員</p> <p>平井 健文 委員</p> <p>麓 和善 委員</p> <p>森山 修治 委員(オンライン)</p> <p>和田 博幸 委員(オンライン)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>&lt;オブザーバー&gt;</p> <p>渋谷 啓一 氏(オンライン)</p> <p>内田 和典 氏(オンライン)</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(計10名)</p>	<p>&lt;委員&gt;</p> <p>榎森 進 委員</p> <p>北野 博司 委員</p> <p>木村 朋希 委員</p> <p>田才 雅彦 委員</p> <p>平井 健文 委員</p> <p>麓 和善 委員</p> <p>森山 修治 委員(オンライン)</p> <p>和田 博幸 委員(オンライン)</p>	<p>&lt;オブザーバー&gt;</p> <p>渋谷 啓一 氏(オンライン)</p> <p>内田 和典 氏(オンライン)</p>
<p>&lt;委員&gt;</p> <p>榎森 進 委員</p> <p>北野 博司 委員</p> <p>木村 朋希 委員</p> <p>田才 雅彦 委員</p> <p>平井 健文 委員</p> <p>麓 和善 委員</p> <p>森山 修治 委員(オンライン)</p> <p>和田 博幸 委員(オンライン)</p>	<p>&lt;オブザーバー&gt;</p> <p>渋谷 啓一 氏(オンライン)</p> <p>内田 和典 氏(オンライン)</p>		
欠 席 委 員	<p>小玉 齊明 委員</p> <p>西村 幸夫 委員</p>		

事 務 局	<p>&lt;教育委員会&gt;</p> <p>木村 元子 教育委員会生涯学習部文化財課長</p> <p>奥野 進 教育委員会生涯学習部文化財課 主査</p> <p>福士 真沙子 教育委員会生涯学習部文化財課 主査</p> <p>吉田 力 教育委員会生涯学習部文化財課 主査</p> <p>太田 尚之 教育委員会生涯学習部文化財課 主事</p> <p>&lt;土木部&gt;</p> <p>大内 尚哉 土木部 公園河川管理課 主査</p> <p>大内 智裕 土木部 公園河川管理課 主任</p> <p style="text-align: right;">(計7名)</p>
-------	---

## 議 事 要 旨

### 1 開会

事務局 (福士主査)	ただいまから令和7年度第2回特別史跡五稜郭保存活用計画検討委員会を開催する。本日の司会進行は教育委員会生涯学習部文化財課の福士が務める。会議の開催にあたり、文化財課長、木村よりご挨拶申し上げます。
---------------	--

### 2 挨拶

事務局 (木村課長)	(挨拶)
事務局 (福士主査)	(委員紹介) (事務局紹介) (資料確認・本日の日程について説明) (会議成立の確認) (公開・録音の確認)

### 3 議事

#### (1) 協議

ア 第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について

イ 保存活用計画(素案)の内容について(第1章 計画策定の沿革・目的～第3章 史跡の概要)

ウ 史跡の本質的価値および構成要素について事業について(たたき台)

麓委員長	それでは議事次第に沿って進行していく。まずは、ア 第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について、事務局から説明をお願いしたい。
事務局 (木村課長)	<b>【資料1 第1回計画検討委員会での意見・指摘事項について】説明</b>
麓委員長	ただいまの説明について、質問や確認のある方はお願いしたい。
木村委員	毎日五稜郭を見ている立場からサクラについて意見がある。観光や活

	<p>用にも関係すると思うが、ときわ通りの歩道が根によって波打っている状態にある。これから冬に向けて活用面で危険になってくる。また、長斜坂には踏み分け道のようなものが出来上がっており、雨の翌日にはそこから土砂が流れ出して、ときわ通りの歩道にそれが堆積するという状況である。サクラの根についてはすぐに対応しなければならない問題だと思う。</p>
事務局 (木村課長)	<p>既に遺構に根の影響が出ているということで、公園管理とも情報共有し、対応できるようにする。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>長斜坂については本質的価値に入るもので、これまではなかなか手がかけていない部分だが、どのように保護出来るかを検討していきたい。</p>
麓委員長	<p>前回擬木柵について、昭和初期に作られ始めた頃のものであれば希少性があると申し上げたが、昭和40年代に設置ということが明らかであればそれは日本中各地で使われた頃のものなので特に希少性や文化財的な価値があるわけではないだろう。函館公園の擬木柵の年代は分かるのか。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>現地で確認したのみで設置年代はまだ確認できていない。土木部局に調べてもらい報告する。</p>
麓委員長	<p>写真を見ると函館公園に残るものが状態が良い。五稜郭のものは前回見たときは古いものかとも思ったが、別にもっと良いものがあれば変更していただいて良いと思う。他なければ、イ 保存活用計画(素案)の内容について、事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局 (奥野主査)	<p><b>【資料2 特別史跡五稜郭跡保存活用計画(素案)第1章について説明】</b></p>
麓委員長	<p>ただいまの説明について、ご質問やご意見等あればお願いしたい。</p>
北野委員	<p>3つあるが、一つ目は、P1を読むと、五稜郭では保存管理計画が今までなく、今回新たに史跡の保存・管理・活用の方針を定めるということ。P1の最後のほうに、「全国の史跡等で保存管理計画が策定されていった」と書いてあるが、五稜郭についてはなかったということをはっきり書いたら良いのではないかと。P2の計画の目的に書いても良い。こうだから定めるということを書いても良いだろう。二つ目はP4の他の計画との関係について。函館市は景観計画をもっているのだから、五稜郭も当然特別エリアになっていると思うが、含めていないのはなぜか。</p>
事務局 (木村課長)	<p>地域が景観計画の中には入っているが、特別のエリアには定めていない。函館市では伝統的建造物群の保存と、世界遺産である縄文の遺跡群、この二つを特別な区域として定めている。</p>
北野委員	<p>景観計画の中にこのエリアの規制みたいなものは書かれていないのか。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>第2種高層住宅などのエリア分けは後に図で示すが、そういった一般的な規制がかかっているが、五稜郭周辺ならではの特殊な規制というのではない。景観計画はあるが、そのなかに五稜郭周辺のことは言及されて</p>

	いない。にぎわいを作る地域や居住地域などに位置付けられているが、史跡とは全く関係ない観点からエリア分けされている状況である。
北野委員	現状としてそうであるならばそう書いても良いかとも思うが、検討してほしい。三つ目は、P7の計画の対象範囲について。五稜郭というのがどこを指すのか、私はずっと疑問だったが、西洋土塁のところを「五稜郭」と歴史的には呼んでいて、土塁林や役宅を含めた範囲には何も呼称がないということか。
事務局 (奥野主査)	そうだ。土塁林に関しては風囲土塁とか土塁林とかオハヤシという言葉が出てくるが、文脈を見るとこれがイコール五稜郭というものではなく、あくまでも奉行所の外郭としての指定範囲までを指して五稜郭としていると考えている。
北野委員	この計画の中のどこかで言葉の概念付けがあっても良いのではないか。恐らく特別史跡の範囲イコール五稜郭ではなくて、歴史的に言えば若干ズレている部分があるだろう。今回の保存活用計画の中で土塁林を入れるとしたら、それを含んだエリアをどう呼ぶのか。役宅についても、「役宅エリア」と呼ぶのか、土塁林と五稜郭の間の空間について歴史的にどういう呼び方があったのか、もしあったのならばそういうことも凡例として書いたらいいのではないかと思う。あとは、絵図には土塁林の虎口が描かれているが、これは大正期の地図を参考にしても落とすことは出来ないか。もし出来るなら図に落とせると良いと思うが、それが難しければ仕方ない。
事務局 (奥野主査)	測量図としては当初からは年代が下るが明治後半くらいになれば虎口状の地形が残った絵図があったように思うので、それは落としてみる。
麓委員長	そもそも五稜郭はどの範囲だというのは今回の資料のP18に『五稜郭創置年月取調書』というのがあり、この範囲が元々の五稜郭だろう。五稜郭はあくまでも今言われている範囲で、その周辺の施設を含めてどう呼ぶかということになるか。
事務局 (奥野主査)	呼び名をここで統一しておく。
北野委員	城下町を含めて城だという考え方もあるが、五稜郭の場合はどのように考えるのかというのが最初にあると良い。
田才委員	P7図1-2の図外へ延びる破線は土塁林の続きだと思うが、今回除外した理由は何か。
事務局 (奥野主査)	ここにも土塁林というか虎口状のものがある。史料1付随のA3横組みの資料「別添2」をご覧いただきたい。外郭のさらに外側にあった土塁林についてご説明する。 <b>【別添2について説明】</b> ・この部分について描かれた絵図は4枚存在する。 「箱館亀田一円切絵図」 ・作成年から完成図ではないと思われる。アカマツの1864年の植付け記

	<p>録がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・函館街中へ向かう道路が現在も残るが、虎口状の土墨林が描かれている。これがどこまで伸びるかは今後精査し、エリア区分に足すかどうか検討したい。拡大図右上に見えるのは当時の鍛冶村へ通じる道路で、元々あった村が描かれている。</li> </ul> <p>「五稜郭同心長屋地並ニ鍛冶村地図」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五稜郭裏門橋の北側を描いたもの。年代が分からないが、同心長屋のみ描かれていてさらに外側の役宅がないので完成図ではなく計画段階の図面。</li> </ul> <p>「箱館亀田一円切絵図」(部分拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役宅部分及びその周りの樹林帯を最も正確に描くものと思われる。五稜郭や役宅の縮尺が非常に正確になっている。</li> <li>・現在役宅部分を地図に落としこむ時も、この図や明治の区画図、現在の航空写真等を利用している。</li> <li>・樹木が点々と描かれて緑になっている部分が、植栽や時には土墨林を描いているものと思う。</li> </ul> <p>「官許 箱館全図」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1860年作成の木版の絵図。五稜郭の周りに四角く描かれた部分がある。その部分を拡大図で確認すると「ヲハヤシ」と書かれている。この絵図でもかぎ型の虎口状の表記がされている。</li> </ul> <p>「函館五稜郭周辺絵図」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・五稜郭の周りに樹林帯というか土墨林が見られる。拡大図を見ると土墨状に描かれているように見える。土墨状のものの上に木が描かれている、もしくは土墨状のものの内側に木が生えているようにみえる。</li> </ul> <p>これらの絵図と、木を植え付けたという記録、そして五稜郭を作るときの予算に風囲土墨・植樹について予算が付いているものが、表に出ている資料のすべてだと思う。田才委員のご指摘の部分については土墨状に描かれているため、それがどこまで伸びているかも含めて、現況図に起こせるかも含めて検討する。次回までに調べる。</p>
田才委員	<p>今のご説明にも関係するかと思うが1862年写本という「箱館亀田一円切絵図」は、写本の年代が1862年であり、それより古い時代に描かれているということか。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>1枚目の図に書いている通り文久2年という記載があるので、写した年代というより、元図が文久2年に描かれたのだと思う。</p>
田才委員	<p>元図が文久2年であれば、「官許 箱館全図」よりも新しいということか。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>そうなる。しかも縮尺上は正確に描かれている可能性がある。</p>
田才委員	<p>この2つの図をみると土墨林というのは亀田川で切れているので、亀</p>

	<p>田川というのもひとつの区画という意識を持っているのではないか。土塁林と亀田川に挟まれた範囲が五稜郭の範囲であると考えていた可能性がある。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>川は防備の一部となるのでご指摘のことはあるかと思う。</p>
田才委員	<p>北方側に沢が流れていてそこには土塁を回さないというのが、厚沢部の館城が全く同じ作りである。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>そうであれば防備に関わる川の範囲も最低限入れた方が良いということになるか。</p>
田才委員	<p>そこが区画の範囲を示すという意味で考える余地があると思う。左下の土塁を入れるかどうかも考えて欲しい。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>川については河川改修もしていると思うので、どこまでどう考えるか整理させていただきたい。当時亀田川はかなり蛇行していたが直線化しているの、そこをどう考えるかは別途ご相談させていただくことになると思う。</p>
田才委員	<p>「官許」の図をみると明らかに川に当てて土塁というかヲハヤシを止めているので意図は明かだと思う。</p> <p>P7図1-2の史跡の範囲は赤枠だけで示してもらったほうが良い。今の凡例だと計画対象範囲と史跡指定範囲が別になってしまう。史跡指定範囲を赤枠だけにして、中をオレンジに塗って、緑の部分にもオレンジを塗っておかないと、計画対象範囲に入らない。それと合わせて川の扱いについてももう一度整理してもらいたい。</p>
木村委員	<p>川と言え、五稜郭に注水するための亀田川からの、堰を造って地中に水管を通して、あの位置づけはどうなるのか。</p>
事務局 (木村課長)	<p>現時点では詳細な調査を待つというところ。この2年間の検討は左下の土塁林や川のところまでになると思う。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>五稜郭のかつての水道については、役宅の中心部を通過して亀田川まで続いていたという記録は残っており、そのことのご指摘と思うが、今のところは情報発信等活用も見据えて役宅範囲と土塁林の範囲を計画対象範囲としたいというのが事務局の考えである。</p>
森山委員	<p>2点有る。1点目はP1の2行目、「西洋流土塁」という言葉があるが、原典は何か。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>榎森先生からご指摘を受けたもので、幕末外国関係文書、元々は道庁の奉行所文書になる。今回土塁林も含めてだが、分からない言葉の言い換えについて、原典の言葉を使った方が良いのではないかとのご指摘があり、これまでは「西洋式」などとしていたが、あくまでも幕府は「西洋流土塁」を造れと言っていたので、原典の「西洋流土塁」を使用した。</p>
森山委員	<p>この言葉も、五稜郭が何を指すのかということにも関わってくると思う。この計画における五稜郭とはどのような位置づけなのかということで、特に冒頭に来る言葉なので大事な言葉かと思う。明確な定期付けや、</p>

	<p>こういう意図で使っているという説明が用意されているのであればそれで良いと思う。</p> <p>もう1点は些末な誤字の訂正で、P5ク「SDZs」ではなく「SDGs」。</p>
麓委員長	<p>P1の沿革、大正3年に公園として一般に開放される、というのは市の考えでこうしたのか。他の城跡だと廃城後に公園に指定されるということがあるが、そういうものではないということによいか。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>そういうことになる。五稜郭については、あくまでも周辺住民からの要望もあって市が開放を要望したという形になる。後ほど都市公園についての資料の中でもご説明したい。</p>
麓委員長	<p>あとは、兵糧庫は五稜郭が出来た時から建っているものなので、P1で触れておいた方が良いのではないかと。兵糧庫の修理というのは、本格的な修理は後かもしれないが、昭和58年よりも前に何かやっていたのではないかと。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>それまでは物品庫や器具庫のように使われていて、昭和58年の時に現在の形に整備された。</p>
麓委員長	<p>現在の形になったことは知っているが、兵糧庫が壁の塗り替えとかを既にやっていたはず。北海道でなかなか壁の塗り替えが上手くいかないというので昭和56年に見に来たことがある。大正11年に国指定の史跡になって、その後郭内については何もしていなかったようにここには書かれているが、現在の形にするまでにも兵糧庫はずっと保存してきたのだ。それが丸々抜けている。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>詳しい要素の説明については今後も調査して一覧表のような形でとりまとめていく。最低限、兵糧庫が当初のものであるということがわかるように簡単に触れるのと、詳しい経過についてはそちらの表のほうでとりまとめていきたい。今後ろのほうで整備の経過としてとりまとめている表があるが、そちらでみると昭和47年に兵糧庫の修理復元を行っている。その前は公園の中の物品庫として使われていた。その辺りが明らかになるように示したい。兵糧庫については平成13年にも修理をしているという経過があるので、もれなく記載できるようにしたい。</p>
麓委員長	<p>もれなくというか、奉行所の復元というのはあくまでも一旦なくなったものの復元で、兵糧庫はずっと大切に守られてきたということをお願いしたい。</p> <p>それでは続いて第2章について、事務局から説明をお願いしたい。</p>
事務局 (奥野主査)	<p><b>【資料2 特別史跡五稜郭跡保存活用計画(素案)第2章について説明】</b></p> <p>・市が考える五稜郭関連指定文化財は、道指定のN0.47・48、市指定のN0.90・144～146。</p>
麓委員長	<p>ただいまの説明についてご意見等あればお願いしたい。</p>
木村委員	<p>P9ア地形、本文は「函館山の標高は334m」とあり、図2-2の図中は字も古い「箱館山」となっており、「332m」と書かれている。</p>
事務局	<p>整合するよう修正する。</p>

(奥野主査)	
北野委員	<p>2点あり、1点はP9の地形、この文章だと、史跡のある場所は「浅いすり鉢の底のように低くなっており」と書かれていて、何回かこのような説明があるのだが、そうではなくて、鍛冶村のほうから下りてくる洪積層が、五稜郭の全面とは言わないが特に北半分はそれが地下にあって、その先端にある。今の微地形図を分析してもそのように見える。亀田川の水を堀に利用するというのは必須条件だったと思うので、それを考えたらこの場所しかない。これより南でも北でも作れないので、すごく必然性のある場所だと思って以前もお話させてもらったことがある。北から来る段丘堆積物が乗って比較的安定した土地の一番最先端に造って、かつ水を利用出来るという評価にならないのか。もう一度検討してもらいたい。西側は亀田川だが、絵図には東側も河川が一本あり、この河川は現在もある。東側も湿地である。そう考えると安定した土地は五稜郭の位置しかなく、特に役宅をあそこに造る必然性はあると思う。そういう地形の説明に出来ないか。ただ水が流れていますというのではなくて、その水を利用するためにここに造ったという背景を書いてほしい。</p> <p>それに付随して、P9図2-2だが、二つ並んだ下の図が上にあったほうが見やすいと思う。</p> <p>2点目はP21の文化財だが、個人的には、五稜郭絵図の一覧があるとか、古文書を上げるときりがないのかもしれないが、基本的な文献などがリストアップされているとありがたい。文章の中でそれを引用するようなことがあれば引用すれば良いので、ご検討いただきたい。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>主な資料一覧は復元検討したときにも一覧があるので、今先生の言われたように文化財の一覧というよりは、文化財になっていない絵図とかのほうが意味を持つと思うので、一覧をどこかに(調査結果とかに)付ける方向で検討したい。</p>
麓委員長	<p>最後に資料で挙げても良い。</p>
田才委員	<p>P9のア地形とイ地質は内容が混在していて、地形のところに地質のことが書かれていたりする。それと図との関係がわからないので、図と本文が対応するようにしてほしい。P11のウ植生も同じで、特に前半の文章はこの植生が五稜郭とどういう関係があるのか分からない。それから最後の行に、「外側に点在してみられるアカマツ植林は、江戸時代の五稜郭の築造・整備に由来するもの」と書かれているが、もしそうであればきちんと図示して重要な要素として示さなければいけない。P12の人口については、基本的には将来推計人口を入れることになっていたと思う。何年後には人口がこうなって、その中で文化財をどうしていかなければならないのかということだと思う。P18にも先ほど委員からご指摘のあった「西洋流土塁」というのがあるが、「西洋流土塁」の指示のもと」という文章の意味がわからない。誰が何を意図して西洋流土塁という指示をしたのか、という記述にしていきたい。P20の上の図、左下の土塁林が入る範囲にしていきたい。それから(イ)関連施設には、先ほども話</p>

	<p>題に出た亀田川の通水施設に触れていただきたい。P21文化財については、基本的には文化庁の類型の順に並べるべきだと思う。有形・無形・民俗・記念物・文化的景観・伝統的建造物群・埋蔵文化財、という順になる。</p>
平井委員	<p>P18「西洋流土塁」の直前に「奉行の支配下にあった蘭学者の武田斐三郎」とあるが、支配下という書き方が適切かどうか。一人の人間が奉行の支配下にあったという表現をするかなというのが引っかかる。それから参考文献だがこの(7)の参考文献で研究紀要第1号・第2号とあるが、具体的に時田先生のお名前とタイトルのほうが出典としては正しいかと思う。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>田才委員からご指摘いただいた部分もあるが、この歴史の部分については田才委員と榎森委員に事前にご相談している部分がある。五稜郭に関しては計画から構築までの間に変容がある。計画と出来上がったものが違ってくるという流れをもう少し丁寧に書くようにというご指導もいただいているので、それも含めて再構築して、修正箇所を赤字にして次回提示したい。</p>
麓委員長	<p>5時までであればここで一度休憩をとりたい。</p>
休憩	
麓委員長	<p>再開する。事務局から第3章についての説明をお願いしたい。</p>
事務局 (奥野主査)	<p><b>【資料2 特別史跡五稜郭跡保存活用計画（素案）第3章P27～40について説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アカマツは放っておけば減少しいずれ1本もなくなる。文化庁から景観として守っていくのか、後継木をどうするのか明らかにしておくよという指導があった。</li> <li>・ソメイヨシノは土塁上・石垣際に生えている一方、五稜郭が最も混雑するのはサクラが咲くゴールデンウィークである。史跡指定以前に公園として開放され、長く親しまれてきたサクラを、史跡保存のために切ろうということにはならない。どうしていくかという大きな方向性を示す上で検討が必要な要素である。サクラについてはもう少し細かな情報がないか調査中である。</li> <li>・指定説明文は、当初指定では安政3年の築造、特別史跡指定では安政4年となっている。本計画では、函館市史等の記載・研究成果をもとに「安政4年」として取り扱う。当初指定説明文の安政3年が何を元にしたものかはわからない。</li> <li>・P35西側の道路部分は特別史跡指定から抜けている。指定地は文部科学省の所有で函館市が借りて管理者として管理している。文部科学省から借りている土地を以て都市公園を告示している。特別史跡指定地はイコール都市公園である。</li> <li>・昭和51年に都市公園法が改正され、「告示すること」と規定されたため、改めて告示された。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理区分，土木部の管理内容は「主に郭外」。</li> <li>・大きなイベントは，市が後援し，実行委員会が実施するものも多い。</li> <li>・工作物の設置は文化財課の現状変更，営業等については公園河川管理課の許可を取ってもらう。</li> <li>・資料5に具体的な業務分けを示している。</li> <li>・堀石垣は文化財課，堀石垣の雑木管理も文化財課といったように，切り分けが明確でない部分もある。資料5はあくまでも現状であり，齟齬の出て来た部分については本計画の中でご指摘をいただきながらより良い管理が出来るような体制を構築したい。</li> </ul>
麓委員長	ただいまの説明についてご意見等あればお願いしたい。
木村委員	P27の中程，大正3年の後ろの「化」はいらない。その直後，「函館毎日新聞社が発行1万号をサクラを植樹したため」というのは意味が分からない。
事務局 (奥野主査)	「発行1万部を記念してサクラを植樹したため」に訂正する。
田才委員	P27第2段落の大正2年以降の部分は史跡指定の話ではないので，別項目に移していただいたほうが良い。(2)史跡の概要と(3)指定の状況は，順番が逆ではないか。指定になった後で史跡の概要が来るほうが良いと思う。P28図3-1に伴う断面図がP29にあるが，位置をずらして長斜坂まで含めたもうちょっと長めの断面図が欲しいと思うが可能だろうか。長斜坂まで含めた全体を通した断面図をつくっていただければありがたい。P32のサクラは史跡の指定に絡む要素ではないので後回しにして，P38の史跡指定地の現状のところへ(4)として「都市公園としての位置づけ」という項目を設けてもらって，そこへ公園関係のものを全て入れていただくと，P37の都市公園の指定も含めて，すっきりすると思う。P37の請願書は旧字を新字に改めていると書いてあるが，「史跡タリ」と書かれると，まだ史跡になっていない段階の請願でややこしくなるので，旧字を使ってもらったら良いと思う。史跡ではないということが明かなようにしたほうが良い。P35の史跡指定範囲と地番の図とP58の土地所有土地利用は一つにまとめてもらって，土地所有区分という1枚の図にしてもらったほうが良い。土地所有区分という項目と，土地利用という項目を作って。このへんはもう一度構成を整理してもらったほうが良い。
麓委員長	P33に官報告示の表を載せているが，これは官報告示をそのまま書いているのか。適当に省略してはいないか。
事務局 (奥野主査)	省略はしていない。
麓委員長	大正11年の時は所有者は国ということまで書いてあるが，追加指定，特別史跡指定では所有者が書かれていない。一般的には所有者もかかれているのではないか。
空間文化開発機構	今は所有者は書かれていない。

(コンサル)	
事務局 (奥野主査)	特別史跡に(中略)とあるのはなぜか。
空間文化開発機構 (コンサル)	他の史跡の内容が一緒に書かれているためその部分を略している。
麓委員長	建造物であれば一覧表に所有者と管理団体まで書いてあるのでそのままかどうか気になったのだが、史跡に関しては今書かれている状態が省略のない状態ということか。
事務局 (奥野主査)	五稜郭に関してはそうだ。
麓委員長	管理団体も書かないのか。
空間文化開発機構 (コンサル)	管理団体については別の告示なので、この告示の中には出てこない。
麓委員長	管理団体の告示は書かなくて良いのか。
事務局 (奥野主査)	管理団体の告示についても入れることとする。
田才委員	特別史跡指定の(中略)はまずいのではないか。
事務局 (木村課長)	他の史跡が羅列される箇所になる。
事務局 (奥野主査)	原本を確認する。
田才委員	特別史跡で切ってしまって、(中略)と入れなければ良い。
平井委員	P27の三段落目の三行目、史跡名勝天然記念物となっているが記念物。
麓委員長	引き続き事務局の説明をお願いします。
事務局 (奥野主査)	<b>【資料2 特別史跡五稜郭跡保存活用計画(素案)第3章P41について説明】</b>
麓委員長	森山先生の意見書はどこで取り扱うのか。
事務局 (奥野主査)	活用に関わってくると思うので、今回は資料配付にさせていただいて、もし森山先生のほうで気になった点だけご報告いただければと思う。
森山委員	皆さんお手元にある資料についてお話す。まずメインでは奉行所や兵糧庫の火災のことが気になる。今、奉行所の火災探知機は、座敷と廊下で切り分けると、座敷の方が差動式感知器で、廊下が煙探知機となっている。差動式は感知しにくいというのが今は定説で、つまり熱感知器なので、部屋全体が72度になるか空気の真下が燃えるかしないと感じない。首里城の火災は差動式分布型熱感知器だったせいで手遅れになったというのが定説となっている。出来れば全体的に煙感知器にしたい。火災の煙は早く広がっていくので、すぐに感知しやすい。首里城も煙感知器であったら全焼はしなかったのではないかとされている。あとは話を聞いてみないとわからないが、管理事務所の、奉行所の職員の役割分担というのは何か気を配っているのかなということが気になった。花

	<p>火や花見は別の話として、奉行所にある消火設備がこれで大丈夫かと思った点が幾つかあるが、薬剤放出時間は3分～4分で、初期消火の目的は消防隊が来るまで、消防隊が消せるレベルに火災を抑制することだが、まず放出時間が短いことが気になる。それと薬剤は人体に良い影響は与えないようなので、人に当たらないように使わなければいけないとすると、観光客がいたとすると皆が逃げるまで使えない、とすると後手に回りそうだとすることが気になる。屋内消火栓、水消火に出来ないかなということを考えている。意見書P5にイラストを入れているが、北広場に水槽を置いて、裏門橋の改修の時に水配管を持ってこられないかと考えている。避難誘導の話は、非常に開けているので、玄関に戻ろうという行動を上手くコントロール出来れば、玄関に戻らずに縁側や廊下からすぐに出るよという誘導が出来れば問題ないと思うが、とっさにそのような誘導が出来るかどうかということと、夏場しか見ていないが、廊下というのは開放されているのか。</p>
事務局 (奥野主査)	開放されている。
森山委員	<p>ただ、雪が積もったりすると躊躇すると思うので、火災が発生した場合は玄関へ戻らずにその場から外へ逃げてくれと誘導しなければならない。あと一点は消防隊との関係だが、裏門橋がどれだけ期待できるか。いっそのこと消防ポンプ車を渡らせずに先ほどの消火栓管と同じように送水管を裏門橋の下を通すようなことをすればポンプ車を中まで入れなくてもよいのではないか。ポンプ車1台では消せないことが多いと思う。ニュースで火災の事例を見ても5～6台来ている。1台では済まないと思うと、あまり裏門橋を渡らせたくないと思っている。あとは、出来れば所轄消防さんと役所を実際見ながらお話したいと思っている。消防隊がどう考えてどう行動するか理解しないと考えにくいところがあるので、その機会をぜひ設けていただきたい。</p>
事務局 (奥野主査)	丁寧な提言書をいただいたので、これをベースに今後のことを考えていきたい。消防と打合せをする機会をオンラインで作りたいと思っているので。
森山委員	消防との打ち合わせはオンラインではなく、現地が良い。
事務局 (奥野主査)	現地で打合せをする機会を作るようにする。
森山委員	消防とはよくコミュニケーションをとっておいた方が良い。
麓委員長	今の内容はP41で触れる必要はないのか。
事務局 (奥野主査)	これをどう扱うかも含めて、もう少し先生が言われたことも盛り込んで、次に繋げることも含めて検討させていただく。
森山委員	P41の消火栓というのは市の水道管に直結しているもので、地震の時に使えなくなる可能性が非常に高い。地震のとき火災が起きないわけではない。消火栓があるから大丈夫ということにはならない。

麓委員長	奉行所の消火設備というのは今どうなっているのか。
事務局 (奥野主査)	中にパッケージ型の消火器が置いてあるのと、奉行所の四隅に先ほど森山先生が触れられた水道直結の消火設備を兼用したような、散水栓という形のものがある。先生がおっしゃられたように恐らく水量も全然足りず、災害時に本当に使えるかという部分では課題がある。設置時も正式に消防設備とはされていない。火災の危険性を考えた場合、設備が全く足りていないというご指摘だと思うので、そこに関しては今後の活用の部分で位置づけて、将来建て替える時や改修の時にはご指導が活かせるような形で整備したい。
麓委員長	例えば少し前、彦根城の場合は全体が特別史跡で、その中に国宝建造物・重要文化財建造物があって、重要文化財建造物の消火設備を見直すことを、建造物の保存活用計画の中で検討した。機器も古いし、容量が全く足りなくて、新しくするという時には出来るだけ史跡地を避けたいのだが、史跡地の中に貯水槽なりポンプ室なりを作らざるをえないということもある。奉行所は非常に大きいものなので、今回本気で奉行所を他の文化財並に考えようと思うならば、首里城だって首里城正殿そのものが指定文化財ではない、史跡地の中に建つ復元建造物だが、それと同じような状況で、それを火災から守ろうとすると、かなり大がかりなことを特別史跡内にやらざるを得なくなって、それをきちんと考えるために今回の保存活用計画でも森山先生にも加わっていただいて検討しようということになったと思う。それはある一部分だけで、将来的に裏門橋を建て替える時に何かしますという問題では済まない。そういうことを見越して今の段階でどのような設備上の不備があって、それを特別史跡内にどうやって設置するかということ一度考えなければいけない。
事務局 (木村課長)	そのためにも実地でまたご指導をいただきながら進めていきたい。
麓委員長	この場所に森山先生に来ていただいて、この場所に消防の方にも来ていただいて、一緒に検討する、ということ了他所ではやっている。そのようにお願いしたい。
北野委員	これは史跡指定地の現状の中のひとつの項だが、1行目2行目に液状化発生率が低いとか、津波・洪水の危険区域に含まれていないということが書いてあって、その後に防火のことしか書いていない。たとえばハザードマップの中でこのエリアが避難地に指定されていないのかとか、危険区域ではないけれど、洪水というのは昨今雨と関連して起こっているので、現状でそういうものがどうかということはここで書くのか、この後の保存管理の現状と課題に書くのか分からないが、ここに防火だけが書かれていることに違和感がある。ハザードマップくらいには触れても良いのではないのか。
森山委員	ハザードマップは函館市で幾つか用意されているが、200～300年に一度と1000年に一度というくらいで2種類作られているが、そういうのを

	載せて、入っていないならば入っていないということを表記すべき。入っていないから大丈夫と言葉で書くのではなくて、絵をつけて視覚的に分かるようにしてほしい。
事務局 (木村課長)	図にハザードマップを追加する。
麓委員長	他になれば、事務局から次の説明をお願いしたい。
事務局 (奥野主査)	<b>【資料2 特別史跡五稜郭跡保存活用計画(素案)第3章P42~61について説明】</b> ・P58土地所有・土地利用については先ほど田才委員からご指摘があったように適切な位置に動かす。
麓委員長	ただいまの説明についてご意見等あればお願いしたい。
田才委員	P42に活用があり、P47に調査の状況があり、P52に整備の状況がきて、P62からまた調査の話になる。P70にもまた調査の話が出てくる。調査、整備、活用、というふうに項目を整理してもらって、一区切りずつ片付けてもらいたい。調査については、文献等の調査もここでまとめてほしい。文献調査、発掘調査、植生・環境といった項目もこの調査に含めて整理してほしい。
麓委員長	他になれば、事務局から次の説明をお願いしたい。
事務局 (奥野主査)	<b>【資料2 特別史跡五稜郭跡保存活用計画(素案)第3章P62~について説明】</b> ・P63の記載内容に間違いがあった。1996年(平成8年)の記載内容が平成9年と同じ内容になっている。次回正しい内容を赤字で入れて提示する。郭内の北西側の弾薬庫跡の調査内容の記載が誤っていた。
麓委員長	ただいまの説明についてご意見等あればお願いしたい。 P69の奉行所の写真が3つ出ているが、一番上と一番下はトリミングの範囲が違うだけで元の写真は同じものではないか。
事務局 (奥野主査)	冬と夏で、雪囲いの有無に違いがある。上の写真は戸板が玄関を覆っているが。
麓委員長	それと一番下の写真が違うだろうか。収録したものが違うだけであって、同じ写真ではないか。木の位置なども同じに見える。現場は同じなのではないか。同じ写真であれば、2つ載せる必要はないのではないか。
事務局 (奥野主査)	1枚だけ掲載して文章の中で書くことにする。
麓委員長	1990年に出版されたもののトリミングが違うだけで、慶応4年にフランス人が撮影したものとしては同じものだろう。
事務局 (奥野主査)	上の写真は接写されて、下の写真よりは新しいものだと見受けられるので、下の写真を残して、上の写真は文章で触れるようにしたい。
麓委員長	それでは議事(1)協議ウ 史跡の本質的価値および構成要素について、事務局から説明をお願いしたい。

北野委員	作成した図はビジュアルは良いが20色くらい使われているものは見分けるのが難しいので、参考文献を挙げておいてもらいたい。 <所用により退席>
事務局 (奥野主査)	<b>【資料3 史跡の本質的価値および構成要素について説明】</b> ・P2総括 「舞台にもなった、となるなど、」の箇所は、「舞台にもなるなど、」に訂正。
麓委員長	ただいまの説明について、ご意見やご質問等あればお願いしたい。素朴な質問をさせてもらうが、箱館奉行所は最大限史実に忠実な復元を試みたものだが、どんなに忠実なものを復元しても「本質的価値に準じる価値」になってしまうのか。本質的価値を構成する要素があって、その次に本質的価値に準じる価値を要素として奉行所を挙げているが、例えば今首里城正殿を復元しているが、ああいったものも全部「準じる価値」なのか。
田才委員	平面表示は準じる要素だと思うが。
事務局 (奥野主査)	今回、復元物という形で並列に扱った。兵糧庫は当初からあるため本質的価値を構成する要素としている。
麓委員長	それは石垣修理と同じ考え方で、兵糧庫についてはそれで良いが、奉行所はどんなにがんばって復元しても本質的価値にはならないのか。復元だから「準じる要素」となってしまうのだったら残念だが。
田才委員	本質的価値でも良いのではないか。まずは文化庁の新しい区分を見せてもらわないとなんとも言えないが。
事務局 (木村課長)	今手元にある資料でも、書き方とすると、本質的価値を構成する要素は遺構や遺物や自然地形であるとか、オリジナルの部分というふうに取り扱っている。
田才委員	その文化庁の資料はどのような位置づけのものか。単なる研修会の資料として配付されたのか、今後これに従えという指示なのか。
事務局 (木村課長)	「要素の区分方法の例示」である。しかし示されているものをある程度尊重した形で調整していきたい。その中で資料の中で提示している区分が変更される可能性はあると思う。
麓委員長	せっかく渋谷主任調査官がおられるのでご意見を伺いたい。
渋谷調査官	今話題になっている復元建造物の取り扱いについては、緻密な考証を経て当時のものを復元しているという意味で本質的価値を有するのではないかという御議論だったが、文化庁としてはあくまでも史跡を理解するために復元したもので、他の平面展示や平面表示と同じものであろうという見方をしている。今回の資料では本質的価値に準じる価値となっているが、むしろ平面展示・平面表示や柱で遺構表示をするといったものと同じ取り扱いとなる。現実的には今そのような取り扱いをしている。箱館奉行所はかなり緻密な検討をされており、他の史跡でも特に第二次大戦中に焼失してしまったような建物は、焼失直前までの姿に復元する

	<p>ことが可能であるということはあるが、そういったものは本質的価値に非常に近いのではないかということでそれぞれ議論があるところだが、一応の見解としては、緻密に作った一つのレプリカとして考えていく。そうすると平面的な表示とほぼ同じようなものであるという見解を今もっている。また9月末にの史跡の担当者会議（埋蔵文化財）の場で保存活用計画を策定していくにあたって構成要素を特定する際の要素の分け方を、一つの統一的な考え方としてこうしましょうということで示したものである。準拠するようにご提示いただければと思っている。</p>
田才委員	<p>今のお話だと、復元検討委員会に係るかどうかは関係がないのか。</p>
渋谷調査官	<p>復元検討委員会にかける際はより再現性が高いものを作っていくということになると思う。復元検討委員会にかけるのは歴史時代の建物で、再現性がどうかという議論はあるかと思うが、例えば縄文時代の遺跡とか、歴史時代以前の遺跡において竪穴住居の復元とかもあると思うが、そういったものが平面表示と同じような扱いであるというほうがご理解いただきやすいかもしれない。同じように復元したものの、再現率の高いもの、再現出来ているとはいえないもの、いずれも史跡の理解を深めるためのものであるという考え方で統一性を持てるように図っているところである。</p>
田才委員	<p>今までは復元根拠がないから作ってはいけないという話をされていたのだが、今のお話であれば、利活用のために必要なレプリカであると言えば作れるということでよいか。</p>
渋谷調査官	<p>なるべく正しく理解していただくというために、検討すべき材料があるものについてはきちんと検討していただきたい。</p>
田才委員	<p>どちらにしても価値の扱いが変わらないというのは非常に不自然な感じがする。</p>
麓委員長	<p>それが文化庁の記念物の考え方であればそうかと思うが、10年ごとに見直しをしていくので、5回目の見直しの時くらいに登録文化財にして、100年くらい経ったら本質的価値があるものにしようということもでてくるかも知れない。</p>
田才委員	<p>本質的価値に入っている景観というのが気になるが、これはどういうことか。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>アカマツを意識してのもの。当初からあるものとして国有財産アカマツを入れているが、アカマツを守ると同時に、アカマツのあった景観を守るという意識があり、そういった意味での景観、幕末の景観を意図した。</p>
事務局 (木村課長)	<p>いづれなくなっていくときに何を守るのかということで、景観という言葉を使っている。</p>
田才委員	<p>アカマツだけで良いのではないか。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>アカマツの中に内包されているという考えで良いか。</p>

田才委員	そうだ。景観というとかかなり大きく考えてしまう。
事務局 (奥野主査)	そうすると、区分のほうにも遺物・景観と入れているのだが、景観というのは取った方が良いか。
田才委員	どういう景観かということが言えるのならば入れてもよいが。
麓委員長	また本質的価値の話になるが、特別史跡と重要文化財とがあって、重要文化財の防災計画を作るのに特別史跡の中であっても現代的な要素を設置しなければいけないということを一般的にやっているが、準じる価値のものに対してそこまでやるのかという話にならないだろうか。本質的価値がないものに対して、本質的価値があるところに準じるものを守るための設備を設置するのか。
事務局 (奥野主査)	シビアな話だが復元建造物に対する補助は維持管理に対してあるのかというのを文化庁に問い合わせたことがあるが、ないという回答だった。計画的に自分で管理するようにと言われたが、一般的な本質的価値を守るためには文化庁が指定をし、国の補助が出るというシステムだと理解しているが、今のところは奉行所は本質的価値ではないので管理はお金の面でも一段落とさざるを得ないという現実はあると思う。
麓委員長	落とすというよりも、そもそも史跡指定地内に、本質的価値にマイナス行為をして良いのかという話にならないかという話だ。遺構は壊さないようにするとしても、特別史跡の中に、本質的価値を有しないものを守る施設を建てて良いのかという話にならないか。
事務局 (奥野主査)	それを踏まえた上での許せる範囲というか、どこまでやるのかという話は出てくると思う。
麓委員長	今のはあくまでも文化庁の見解だが、特別史跡五稜郭に対してこの検討委員会の中で議論した上で本質的価値に入れるか入れないかを検討して、それが文化庁の指針と違ったらいけないだろうか。
事務局 (奥野主査)	事務局としても本質的価値ではないにしろ、復元建造物を準じる価値に挙げたというのは、今までの議論をみると箱館奉行所に関しては五稜郭と密接に関わっており必須の要素だとされている議論経過があるため、一段高く位置づけた。今後の調整としては、史跡の本質的価値に準じる部分でなければ、間違いなく保護に資する部分ではあると思うので、枢要ではない要素だが非常に大切だという位置づけにするとか、平面表示とは違ってくると思うので、その中で位置づけを変えて良いかどうか、指針との整合性がとれるかどうかと言う面で調整することも可能ではないかと思う。
事務局 (木村課長)	保存活用に寄与する要素の中でも特段に大事なものであるということは間違いなく思う。
事務局 (奥野主査)	奉行所の扱いについては文化庁や道教委とも相談しながら、この委員会でも意見をいただきながら最終的に位置づけを決めていきたい。
平井委員	資料3で本質的価値を4つあげていただいているが、ひとつはグローバルな軸とナショナルな軸がある。2番目の近代化の先駆けということこ

	<p>ると、4番目の西洋式の受容については技術のことであって、共通することが多いように思う。2番はかなりナショナルな枠組みから見ていて、4番はグローバルな枠組みから見ていて、と私は理解した。それに対して1番と3番はナショナルなほうで、技術ではなく歴史というところからとっているのかなという気がする。こういった価値のマッピングというか、どのような位置・観点から見てこのような価値を提示出来るかという整理がされると、より分かりやすく伝えられるので、ご検討いただければと思う。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>かなり本質的価値の文章については悩んでこのようになっているが、同様の指摘を道教委の内田主査からもいただいている。次回までには整理して提示したいと思うので、もし提案があればご教示いただきたい。</p>
木村委員	<p>言葉の問題だが、3つめの「箱館戦争最後の戦い、箱館戦争の舞台となった」とあるが、舞台となったという言葉、そこが戦場になったという捉え方をされる方が非常に多い。例えば、「箱館戦争に際して旧幕府軍の抵抗拠点となった」とかの表現がよいのではないか。舞台となったという言葉についてはよくお客さんから指摘を受ける。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>今ご意見をいただいたような部分は、この会議の後でもご指摘いただければ訂正していきたい。事務局としてはいただいたご意見を加味して再構成したいと思うが、何か良い知恵・良い統合・整理の方法があれば、ご提示いただければ大変助かる。</p>
田才委員	<p>稜堡式土塁が「築かれた」となっているが、それで良いのか。計画では確かに稜堡式土塁だが、実際には築きそこなったものだが。榎森先生に締めていただくしかない。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>ご指導いただけるように個別に連絡をとりたい。</p>
麓委員長	<p>資料3まできたが、資料4資料5は何か説明があるか。</p>
事務局 (奥野主査)	<p>資料4については既に資料3と一緒に触れた。資料5も付属資料としてつけたので特に説明はない。</p>

## (2) その他

### ア 次回委員会日程について

麓委員長	<p>ではこれで協議事項については一通り終わったことになる。その他について、事務局から何かあるか。</p>
事務局 (奥野主査)	<p><b>【その他について説明】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次回第3回委員会は1月中。予算の関係でオンライン開催となってしまうが、1月中を予定している。最低限麓委員長にはこちらで事務局と一緒に対応していただくようにというご指導をいただいているので、まずは麓委員長の都合を伺った上で皆様にオンラインの日程を確認したい。次回の内容・報告は今回いただいたご意見に対する回答、第4章本質的価値、第5章基本方針・大綱、第6章保存管理という3</li> </ul>

	章の議論になる。なるべく早く資料をお送りして見ていただけるようにしたい。令和8年度の事業についてもお手元にお示ししたスケジュールの通り委員会開催日程も入れてあるのでご確認いただければと思う。また来年度予算については対面での検討が出来るように要求していきたい。
麓委員長	オンラインで参加されている和田先生、何かご発言いただけることがあればお願いしたい。
和田委員	サクラについては具体的な議論もなかったので特に私から申し上げることはないが、次回はその議論もあるかと思うのでその際はよろしくお願ひしたい。
事務局 (奥野主査)	サクラに関してはまとめきれていないので、個別に連絡をとりながら、ご指導を受けながら委員会資料も作成していきたい。
麓委員長	渋谷主任調査官、先ほど本質的価値についてご意見を伺ったが、全体を通して何かご意見をいただけることがあればお願いしたい。
渋谷調査官	事務局から丁寧な説明もあり、少しずつ事実が積み上がってきたと思う。冒頭の部分等でいくつか、資料2の平成30年の文化財保護法の一部改正についての用語がこれで良いかなというところがあったが、それはまた改めて事務局に伝えたい。絵図面等を上手く出しているのので、役宅の部分等の追加指定を考えていく際に、五稜郭という名称はどこまでなのかとか、そういった議論も発生するのではないかと思う。今回本質的価値の部分が出たが、これからも事務局を中心に進めていただければと思う。
麓委員長	道教委の内田さんはもう退席されたのか。
事務局 (奥野主査)	かなり仕事が立て込んでおり途中退席するかもしれないとのことだった。
麓委員長	では以上でよろしいか。議事は全て終了したので、進行を事務局にお返しする。

#### 4 閉会

事務局 (福土主査)	以上をもって令和7年度第2回特別史跡五稜郭跡保存活用計画検討委員会を閉会する。
---------------	---